

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月30日(2024.9.30)

【公開番号】特開2023-82370(P2023-82370A)

【公開日】令和5年6月14日(2023.6.14)

【年通号数】公開公報(特許)2023-110

【出願番号】特願2021-196099(P2021-196099)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月19日(2024.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技島設備に固定可能な外枠と、

後部側を前記外枠内に挿入した状態で前記外枠の前側に配置される前枠と、

前記前枠の背面側に配置されるエラー解除操作部と、

特定のエラー状態を含む複数種類のエラー状態を表示可能なエラー表示手段とを備え、

前記前枠は、前記外枠に対して、左右方向一端側のヒンジ部廻りに回転可能な状態で装着されるとともに、前記外枠に対する回転角度が0°となる閉状態のときに、前記前枠における左右方向他端側である開閉端近傍に鍵穴を有する施錠手段により前記外枠に対して施錠可能であり、

前記エラー解除操作部が操作されることを含む特定エラー解除条件を満たす場合に前記特定のエラー状態を解除可能な

遊技機において、

前記前枠を前記外枠に対して甲開放状態まで開放したとき、前記エラー解除操作部が、前記外枠と前記前枠の間から操作可能となり、

前記前枠を前記外枠に対して乙開放状態まで開放したとき、前記エラー表示手段が、前記外枠と前記前枠の間から視認可能となり、

前記甲開放状態では、前記エラー解除操作部が前記外枠の前縁よりも前側に位置し、

前記甲開放状態と前記乙開放状態の何れの場合も、前記回転角度は鋭角となる

ことを特徴とする遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、遊技島設備に固定可能な外枠と、後部側を前記外枠内に挿入した状態で前記外枠の前側に配置される前枠と、前記前枠の背面側に配置されるエラー解除操作部と、特定のエラー状態を含む複数種類のエラー状態を表示可能なエラー表示手段とを備え、前記

50

前枠は、前記外枠に対して、左右方向一端側のヒンジ部廻りに回転可能な状態で装着されるとともに、前記外枠に対する回転角度が0°となる閉状態のときに、前記前枠における左右方向他端側である開閉端近傍に鍵穴を有する施錠手段により前記外枠に対して施錠可能であり、前記エラー解除操作部が操作されることを含む特定エラー解除条件を満たす場合に前記特定のエラー状態を解除可能な遊技機において、前記前枠を前記外枠に対して甲開放状態まで開放したとき、前記エラー解除操作部が、前記外枠と前記前枠の間から操作可能となり、前記前枠を前記外枠に対して乙開放状態まで開放したとき、前記エラー表示手段が、前記外枠と前記前枠の間から視認可能となり、前記甲開放状態では、前記エラー解除操作部が前記外枠の前縁よりも前側に位置し、前記甲開放状態と前記乙開放状態の何れの場合も、前記回転角度は鋭角となるように構成したものである。

10

20

30

40

50